

公 告

下記の建設工事について、インターネットを利用した入札（以下「電子入札」という。）による一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年4月10日

海津市長 横 川 真 澄

| 工 事 発 注 表 | |
|-----------------|---|
| 工事発注部署 | 市民生活部 文化・スポーツ課 |
| 仕様書番号 | 文ス工第4号 |
| 発注工事種別 | 建築一式工事 |
| 工 事 名 | 平田体育館改修工事 |
| 工事場所 | 海津市平田町今尾地内 |
| 工事概要 | 平田体育館耐震化・床改修・照明設備・トイレ改修等 |
| 完成期日 | 令和7年7月31日(木) |
| 予定価格 (税込み価格) | 事後公表 |
| 設計図書等 | 電子入札システム及び海津市ホームページに掲載 |
| 入札参加申請 受付 | 参加申請書（海津市ホームページに掲載） 受付期間 令和6年4月12日（金）午前8時から 令和6年4月16日（火）午後4時まで |
| 入札参加申込方法 | 電子入札登録業者 電子入札システムにて申請 （システム稼働時間：平日 午前8時から午後5時まで） 紙入札業者（海津市電子入札運用基準2に該当の場合のみ） 海津市総務企画部財政課契約管財係へメール又はFAX送信（郵送不可） 電子メール zaisei@city.kaizu.lg.jp FAX番号 0584-53-2170 |
| 現場説明会 開催日時 | 無 |

| | |
|--------------------|---|
| 質問受付期間 | 令和6年4月16日(火) 午前9時から 令和6年4月17日(水) 正午まで |
| 質問受付場所 | 文化・スポーツ課 電子メール bunkasupotsu@city.kaizu.lg.jp FAX番号 0584-53-1569 ※仕様書番号、工事名、商号又は名称、FAX番号を明記のこと。 |
| 質問回答 | 令和6年4月19日(金) 午後4時までに参加申請者全員に回答 |
| 入札書の受付 | 入札書、工事費内訳書 受付期間 令和6年4月22日(月) 午前8時から午後5時まで 令和6年4月23日(火) 午前8時から午後4時まで |
| 入(開)札日時 | 令和6年4月24日(水) 午前9時00分 ※落札者がいない場合は再度入札(午後3時開札)を行う。 |
| 入(開)札場所 | 海津市役所 東館4階 4-1会議室 |
| 入札参加資格確認申請書の提出方法 | 海津市総務企画部財政課契約管財係へ持参する。(郵送不可) |
| 入札に参加する者に必要な資格及び条件 | <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 海津市内に本店を有する者であって、営業年数が5年以上あり、かつ海津市契約規則第21条の規定に基づき作成した海津市建設工事入札参加資格者名簿に、建築一式工事として登録され海津市格付区分建築一式工事Aランク(岐阜県・市町村入札参加資格審査(共同受付)の経営規模等評価結果通知書又は海津市の入札参加資格審査の建築一式工事の総合評価値が、780点以上)を有している者であること。</p> <p>(3) この入札の公告を行う日から落札者が決定する日までの間に、海津市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱の規定に基づく資格停止措置並びに岐阜県から岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 建設業法第8条各号の規定に該当しないこと。</p> <p>(5) 建設業法第26条第3項の技術者等を配置できる者。 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日には専任で配置できる者であること。</p> |
| その他 | <p>(1) この公告に記載していない事項については、別途、「共通事項」として公告するものの他、地方自治法、同法施行令、海津市契約規則、海津市事後審査型条件付き一般競争入札実施基準及び海津市電子入札実施要領、同運用基準等の定めるところによる。</p> <p>(2) 共同企業体と単体企業の両方の入札参加資格を有する者は、この入札において共同企業体か単体企業のいずれかの企業形態を選択して入札に参加するものとする。</p> <p>(3) 議会の議決を経なければ締結できない契約(予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負及び2,000万円以上の物品の買入又は売払い)は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときに本契約としての効力が生ずるものとする。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、本市は一切の責任を負わない。</p> |

公告共通事項（事後審査型一般競争入札）

| 区分 | 内 容 |
|-------------|---|
| 入札方法 | 電子入札システムによる事後審査型一般競争入札（ただし、海津市電子入札運用基準2に該当する場合はこの限りではない。） |
| 最低制限価格の有無 | 有 |
| 工事費内訳書提出の有無 | 有 |
| 工事前払金の有無 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額500万円以上の場合 有（契約金額の40%以内、ただし1万円単位で請求日、請求額について事前に工事発注部署と協議するものとする。中間前払金を請求できる。） ・ 契約金額500万円未満の場合 無 |
| 入札保証金 | 免除 |
| 契約保証金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額500万円以上の場合 納付（金融機関の保証をもって代えることができる） ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、免除。 ・ 契約金額500万円未満の場合 免除 |
| 入札書記入要領 | <p>落札決定に当たっては、入札された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であると免税業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。</p> |
| 入札の辞退 | 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退届を提出すること。 |
| 入札の無効に関する事項 | 海津市契約規則第14条及び海津市電子入札実施要領第6条に該当する場合は、無効とする。 |
| 落札者決定 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格の範囲内で最低価格を持って入札した者を落札候補者とする。 ○ 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が、2者以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじによって、落札候補者を決定する。 ○ 落札者の決定方法 <ul style="list-style-type: none"> ①落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者とする。 ②落札候補者は、連絡のあった日から起算して2日以内（土、日及び祝祭日を除く）に次に掲げる書類を総務企画部財政課契約管財係へ提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） イ 配置予定技術者等の資格及び工事経験（別紙2） ウ 同種工事施工実績（別紙3） |